

## 著作権法（フェアユース）

### 【書誌事項】

当事者：A（上告人、付帯被上告人、原審原告、著作権者）vs B 病院、C、D、E（被上告人、付帯上告人、原審被告）

判断主体：智慧財産法院

事件番号：106 民著上更（一）字第 1 号

言渡し日：2017 年 11 月 16 日

事件の経過：B、D が連帯して A にニュー台湾ドル 20 万元を支払うよう命じた。

### 【判決概要】

著作権法は派生した創作を、独立した著作として当該創作の著作権を保護すると定めている。他人の創作・著作の利用が、別の創作として認められる程度で転化すれば、それは独立した著作として保護すべき対象である。ただし、ここでいう派生は、本来の創作と区別できる程度でなければならない。その程度に達していなければ単に他人の創作を剽窃・盗用したものであり、法的保護に値するものではない。

### 【事実関係】

1. A 医師は自身が設立した診療所のサイトで静脈瘤に関する文章（「係争著作」）を掲載していた。B 病院の C 医師は D 医師に静脈瘤に関する文章を作成するよう指示し、D 医師は一部の係争著作をリメイクし、「Copyright (C) B 病院 All rights reserved.」と脚注を加え、情報室の主任 E が B 病院のウェブサイトにアップロードした。
2. 第一審は被告 B 病院が係争著作を利用した係争文章を掲載したことは、合理的方法に該当し原告の著作財産権を侵害しないと認定したものの、原告の氏名を表示しなかったため、氏名表示権が不当に侵害されたと認定した。しかし、第二審

の智慧財産法院は、著作を部分的な内容しか利用せず、また引用したものは独立した著作として、氏名表示権を侵害していないと判断し、原審の判決を覆した。

A 医師は不服として、上告を提起した。

3. 最高裁は、第二審の判決が著作権法第 52 条と第 62 条を混同したとして、智慧財産法院に差し戻した。

### 【判決内容】

1. 係争文章は、著作権法第 52 条の公開発表された著作を引用できる事情には該当しない：

引用の「必要性」とは、第 52 条でいう「合理的な範囲内」と一緒に解すべきである。即ち、公開されなかった著作を引用した場合、報道・評論・教育・研究又はその他の正当な目的で書いている著作とはいえない。公開された著作を引用した場合、報道・評論・教育・研究又はその他の正当な目的で書いている著作といえる。また、「引用」というのは、他人の著作を自分の著作の中に取り入れることである。引用した他人の著作と自分の著作が区別できないのであれば、それは剽窃・盗用であり、引用ではない。

2. 係争文章は、著作権法第 65 条第 2 項のフェアユースの事情に該当しない：

著作物の使用及び流通の促進により文化の発展を推進するため、著作権法第 65 条第 1 項は、著作のフェアユースが著作財産権の侵害に当たらないと定め、第 65 条第 2 項は、そのフェアユースの判断基準を定めている。著作権法でいう著作物の使用及び流通の促進は、転用により別の創作表現を推奨するものであり、即ち、他人の著作を利用することを推奨するものであるが、その利用した著作における創作及び表現は当該他人の著作と区別できる程度でなければならない。著作権法第 6 条第 1 項では、本来の著作を改編したものは、派生著作であり、独立した著作として保護すべきであると定める。従い、他人の著作の利用は、著作権法で定められる状況でなければ、その利用は別の創作として認められる程度に転

化しなければならず、さもないと単に他人の著作を再現したものであり、フェアユースとはいえない。

### 【専門家からのアドバイス】

1. 本件判決は、2017年7月号に紹介された案件の差戻し判決である。最高法院は、著作権法第52条と第62条2項で定めるフェアユースが異なる形態であることを確認し、この二つの規定を混同してはいけないとの見解を明示した。
2. 最高法院の見解に従い、本件判決は、この二つのフェアユースの要件を明確化したものである。著作権法で定められているフェアユースの概念を肯定しているものの、それは限界があり、剽窃・盗用の程度になってはいけないとの基準を示した。即ち、フェアユースの前提としては、他人の著作を利用した際、区別できる程度にまで転化しなければならない。